

新株予約権の発行に関する補足説明資料

- 本資料は、令和元年9月6日付で公表された「第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下「開示資料」といいます。）の内容に関して、主要な項目を分かりやすく Q&A形式にまとめたものです。
- 各項目に記載されているページ数は、開示資料の該当ページを表していますので、ご参照ください。
- 本資料の取り扱いについては、5ページをご参照ください。

Q1	今回の資金調達の目的は何ですか？	
A1	<p>当社グループは、医薬品原料である原薬の製造・販売に加え、製剤の製造・販売も行っており、原薬から製剤までの一貫した製造が可能な体制のもと、国内外の医薬品メーカーと幅広く取引を行っております。近年は国のジェネリック医薬品使用促進政策に対応し、ジェネリック医薬品及びジェネリック医薬品向け原薬の製造、販売を拡大させてきており、また、成長戦略として高薬理活性製剤事業にも注力してまいりました。</p> <p>今般の資金調達は、当社本社工場における第八製剤棟（高薬理活性製剤工場）の余積部分における製造設備への投資資金に充当し、今後増加が見込まれる高薬理活性領域の自社開発のジェネリック製剤及び高薬理活性領域の製剤の製造受託に対応するための生産能力の増強を図ります。</p> <p>また、今後需要増加が予想されるジェネリック原薬の安定供給、高稼働が継続している製剤分野における生産能力増強及び包装分野におけるPTP機器（PTP包装（錠剤をアルミ箔越しに押し出して取り出すための包装形態）に用いる機器）の総合的な見直しによる効率化等を目的として、当社本社既存工場の原薬製造設備及び製剤製造設備並びに包装製造設備の合理化及び維持更新にも今般の調達資金を充当する予定としております。これらの投資により生産能力の増強・維持を図るとともに一層の収益力の強化及び業績の向上を目指すことを目的としております。</p>	開示資料 P. 2～3、 7
Q2	今回の資金調達の調達予定金額はいくらですか？	
A2	<p>調達金額は 3,651 百万円を予定しています（差引手取概算額）。これは、当初行使価額 3,045 円で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。実際の調達額や調達の時期は、当社株価の動向や本新株予約権の行使状況の影響を受けることから、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できる一方、株価下落時や行使が行われない場合は調達額が予定額に満たない可能性もあります。</p>	開示資料 P. 6

Q3	今回の資金調達資金の用途は何ですか？	
A3	<p>①第八製剤棟の製造設備増強 2,000 百万円</p> <p>②原薬工場の製造設備の合理化及び維持更新 400 百万円</p> <p>③製剤工場の製造設備の合理化及び維持更新 300 百万円</p> <p>④包装工場の製造設備の合理化及び維持更新 951 百万円を予定しています。</p>	開示資料 P. 6～7

Q4	新株予約権とはどのようなものですか？	
A4	<p>新株予約権者が、新株予約権を発行した株式会社（発行会社）に対して、当該新株予約権を行使することにより、発行会社の株式の交付を受けることができる権利のことをいいます。新株予約権者は、新株予約権の行使の際に一定の行使価格を払い込むことにより、発行会社が発行する新株式、又は、発行会社自身が保有する株式を取得することができます。</p>	—

Q5	今回予定している第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行とはどういったものですか？	
A5	<p>①当社が割当予定先である大和証券に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付の新株予約権を第三者割当の方法によって割当てるものです。</p> <p>②行使可能期間の2年間の間に、大和証券による本新株予約権の行使がなされた場合、都度資金調達がなされ、また、当社の資本が増加します。</p> <p>③行使価額は、本新株予約権が行使されるごとに、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されます。なお、その価額が下限行使価額（2,000 円）を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。</p> <p>④当社は、割当予定先との間で締結する本新株予約権買取契約において、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超える行使を割当予定先に行わせないこととなっております。</p>	開示資料 P. 1～2

Q6	株価が下落し続けた場合も、行使されるのでしょうか？	
A6	<p>本新株予約権の行使価額は、本新株予約権が行使されるごとに、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されますが、下限行使価額を設けており、下限行使価額である2,000 円を下回ることはありません。</p> <p>そのため、当社の株価が下限行使価額を下回って推移するようなケースにおいては、割当予定先は本新株予約権を行使しないと想定されます。この点が市場に一定の配慮をした資金調達スキームとなっております。</p>	—

Q7	資金調達が想定どおりに進まない場合はどうなりますか？	
A7	①第八製剤棟の製造設備増強への充当を優先して高薬理活性製剤の生産体制を整備し、余剰部分を②原薬工場の製造設備の合理化及び維持更新、③製剤工場の製造設備の合理化及び維持更新の順に充当することを想定しております。不足分については、銀行借入等により調達を行い、充当することを想定しております。	開示資料 P. 6~7

Q8	本新株予約権の割当日と行使可能期間を教えてください。	
A8	①割当日は、令和元年9月24日です。 ②本新株予約権の行使期間は、令和元年9月25日から令和3年9月24日までの2年間です。	開示資料 P. 1~2

Q9	今回、本資金調達スキームを選んだ理由は何ですか？	
A9	当社は、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化を一定程度コントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行えること、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であることを重視し、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。 本スキームの特徴については、Q15をご覧ください。	開示資料 P. 4~6

Q10	公募増資等と比較した場合の、本スキームの特徴は何ですか？	
A10	1株当たり利益の希薄化を即時に引き起こす公募増資や第三者割当による新株の発行と比べて、今回のスキームは、本新株予約権の行使の時期をある程度コントロールすることができ、希薄化のタイミングが分散されていることから、株価への直接的な影響の軽減が期待されます。	開示資料 P. 5

Q11	潜在株式数を120万株とした理由は何ですか？	
A11	120万株は、令和元年5月31日現在の総議決権数124,784個（発行済株式総数は12,519,064株）に対して9.6%程度であり、最大希薄化率、必要な資金調達額及び現在の株価等を考慮して決定しました。	開示資料 P. 9

Q12	割当予定先として大和証券を選んだ理由は何ですか？	
A12	同社は①当社の主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。	開示資料 P. 11

Q13	大株主に変更はありますか？	
A13	変更は想定しておりません。本新株予約権の割当予定先である大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得後に速やかに売却する予定です。	開示資料 P. 11

Q14	今期業績に与える影響はありますか？	
A14	令和2年5月期の当社の業績に与える影響は軽微であります。	—

Q15	スキームの主な特徴は何ですか？	
A15	<p>①割当予定先と当社との間で締結する予定の覚書により、当社は行使停止期間を定めることができます。資金調達を優先しつつも、株価動向や資金の喫緊性等を勘案できるようにするために設定しており、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。</p> <p>②最大増加株式数が固定されているため、最大希薄化率が固定されております。</p> <p>③本新株予約権の行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。</p> <p>④割当予定先において、本新株予約権の権利行使により発行される当社株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。</p> <p>⑤当社は、本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、いつでも残存する本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により資金調達方法の切替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されております。</p> <p>⑥割当予定先は、当社取締役会の事前の承認を得ることなく、本新株予約権買取契約に基づき当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。</p>	開示資料 P. 3～5

Q16	スキームのデメリットは何ですか？	
A16	<p>①割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。</p> <p>②当社株式の株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。</p> <p>③割当予定先が本新株予約権の行使により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。</p> <p>④第三者割当によるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することはできません。</p>	開示資料 P. 5

Q17	権利行使の状況はどのようにしてわかりますか？	
A17	東証の適時開示規則に従い、月中に行使が行われた場合は、翌月初に前月の行使状況（行使された新株予約権の数、行使価額等）を開示します。また、東証が定める大量行使が行われた場合には、その旨を直ちに開示します。	—

以上

本資料の取り扱いについて

- 本資料は、投資家の皆様への情報提供のみを目的としたものであり、売買の勧誘を目的としたものではありません。
- 本資料における、将来予想に関する記述につきましては、本資料の作成時点の目標や予測に基づいており、確約や保証を与えるものではありません。将来における当社の業績が、本資料の将来予想と異なる結果になることがある点を認識された上で、ご利用下さい。
- 当社が属する医薬品業界等に関する記述については、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されておりますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料は、投資家の皆様がいかなる目的に利用される場合においても、ご自身の判断と責任において利用されることを前提にご提示させていただくものであり、当社はいかなる場合においてもその責任を負いません。